

# 公益社団法人 広島西南法人会報



世界文化遺産 宮島 嚴島神社



令和2年8月発行  
第67号

ホームページ開設 <http://www.seinan-houjinkai.com>





公益社団法人  
**広島西南法人会報**  
**第67号**

新署長インタビュー	1
廿日市税務署人事異動	2
第9回通常総会・表彰状	3
支部だより	4
租税教室講師実施	5
租税教室の感想文	7
租税教室講師反省会	8
青年部会	9
女性部会	10
会員企業紹介	11
大森法人会	15
広島国税局・税務署からのお知らせ	16
県税事務所からのお知らせ	18
家族のあり方	19
コロナ対策	21
新会員紹介	23
事務局退任・就任挨拶	23
事務局日誌	24
編集後記	24
絵はがき特集	25
クイズ	26
保険会社新任のご挨拶	27
ゴルフ大会のご案内	31

### 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。

# 新署長インタビュー 廿日市税務署



足立道夫氏

昭和38年生まれ：56歳  
島根県出雲市出身

司会 お名前と出身地をお願いします。

足立署長 みなさんこんにちは、足立道夫（あだち みちお）と言います。昭和38年生まれの56歳、兎年です。妻と娘の3人家族です。

出身は、出雲大社で有名な島根県の出雲市です。高校を卒業するまで住んでいましたが、最近では盆、暮など年に数回帰るだけになりました。近年では道路が整備され、マンションや大型商業施設も建ち、田舎だった昔に比べて都会になったような気がします。いいところですよ。

今は広島市西区の草津に住んでいて、廿日市税務署へは広電の電車で30分かけて通勤しています。以前は通勤時間が1時間でしたので、朝の通勤が楽になりました。

司会 今まで経験された部署をお聞かせください。

足立署長 振り出しの署は下関税務署で、その後、浜田税務署、倉敷税務署、呉税務署、岡山西税務署、岡山東税務署、東京国税局大森税務署、竹原税務署で主に法人課税事務に従事してきました。今回の廿日市税務署の勤務を入れて、2局1都4県9署の経験になります。署長は竹原税務署に次いで2署目です。

広島国税局の勤務も長くて、資料調査課、調査課、法人課税課、企画課、課税総括課を経験しました。その中でも、現業部署と呼ばれる資料調査課、調査

課では、大口悪質な不正計算が想定される法人や大規模法人、海外取引法人の調査に携わり、税務署における自分自身のベースが作られた気がします。ただし、怒鳴られたり、罵声を浴びせられたり、騙されたり、と大変でしたが。

この度は、広島国税局課税第二部法人課税課長から異動してきました。

司会 ご趣味は何ですか。

足立署長 特に趣味と言えるものはありませんが、車が好きなので休日に家族でドライブしたり、小学生の娘がカープファンなので野球観戦したりするのが楽しみです。最近はコロナの関係で、なかなかドライブも野球観戦も出来ないのが残念です。

また、お腹回りが気になってきたので、この1年間は廿日市税務署管内を散策して、少しスリムになりたいと思っています。



取材風景

司 会 廿日市税務署の印象はいかがですか？  
 足立署長 仕事で何回か来ていますが、庁舎が新しくきれいですね。それと若い職員が多いですね。

また、廿日市税務署の印象といえば、世界遺産である「安芸の宮島」があること、また、広島のパッドタウンであり、所得税の確定申告者数が多いことですね。ほかにも、牡蠣、木材、けん玉等々、パリエーションに富んでいる署だなという印象です。

宮島には年に数回は行っていますが、こちらに赴任しましたので、紅葉の写真も撮りに行きたいと思っています。

司 会 法人会についてどのようにお考えですか？  
 足立署長 親会のみならず6つの支部、青年部や女性部、各種委員会があり、それぞれが租税教室や絵葉書コンクールなど税の啓発活動や会員企業のコーポレートガバナンスの向上に精力的に取り組んでおられ、大

変心強く感じています。  
 それに加えて、広島西南法人会は東京の大森法人会と姉妹提携を結んで、積極的な交流を行っております。

先ほど、経験した部署のところでもお答えしましたが、私は、平成24年7月から平成26年7月まで、東京の大森税務署に副署長として勤務しており、その時、初めて、広島西南法人会と大森法人会が姉妹提携されていることを知りました。6月の大森法人会の総会では、広島西南法人会の役員の皆さんとお会いしたこともあり、広島西南法人会にはよくよくご縁があるなと思っています。今後も広島西南法人会と大森法人会が交流を深めていただければいいなと思います。



## 廿日市税務署着任挨拶並びに人事異動

令和2年7月10日付



副署長  
**毛利 徹**

出身  
岡山県津山市  
趣味  
神社巡り

### 法人会に一言

法人会の皆様との信頼関係を深め、微力ではありますが会の発展に尽力したいと考えております。前任者同様によりしくお願いいたします。



総務課長  
**寺本 泰久**

出身  
島根県浜田市  
趣味  
散歩、息子の野球観戦

### 法人会に一言

法人会の皆様と引き続き連携・協調を図り、信頼関係を深めてまいりたいと考えておりますので、前任者同様よりしくお願いいたします。



総務係長  
**永光 昇**

出身  
山口県防府市  
趣味  
スポーツ観戦

### 法人会に一言

この度の異動で総務係長となりました。租税教室等でお世話になります。前任者同様よりしくお願いいたします。

新任者		役職	前任者	
前任地	氏名		氏名	新任地
広島国税局第二課 課長	足立 道夫	署長	市木 光夫	広島国税不服審判所 管理課長
税務大学校 教授	毛利 徹	副署長	寺本 正昭	広島国税局 徴収課長
吉田税務署 課長	寺本 泰久	総務課長	大野 尚美	広島国税局 総務課長
広島国税局第二課 消費税課 軽減税率制度係長	東 裕二	法人課税第二部門 統括国税調査官	長 浩司	広島西税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
廿日市税務署 係長	永光 昇	総務係長	吉田 朋子	廿日市税務署 法人課税第二部門 上席国税調査官

# 第9回 通常総会

令和2年6月12日(金) 安芸グランドホテル

去る6月12日(金)、安芸グランドホテルにおいて、公益社団法人となって以来9回目の通常総会が開催されました。

今回は、新型コロナウイルス感染症への対策として、出席者数を少人数とすべく案内したため、委任状の提出655社を受け、正副常任理事等17名の参加で行われました。

承認事項である令和元年度計算書類の承認と専務理事選任の承認、また、報告事項である令和元年度事業報告、令和2年度の事業計画(案)、収支予算(案)をそれぞれ異議なく可決承認、報告されました。



## 表彰状及び感謝状

### 公益財団法人全国法人会総連合会会長表彰伝達

有田 伸治 殿 有田建設(株)

### 社団法人広島県法人会連合会会長表彰伝達

下手 真之 殿 (株)下手工務店  
北 政行 殿 北板金工業(株)  
弘川 幸嗣 殿 (株)エル・ビー

### 公益社団法人広島西南法人会会長表彰

#### ●永年役員勤続表彰

弘川 幸嗣 殿 (株)エル・ビー  
濱本 まき子 殿 濱本水産(株)

#### ●会員増強に功績のあった方への感謝状贈呈

野上 勝明 殿 (株)KT.square  
古家野 貴広 殿 (株)キー・インシュアランス  
岩根 秀樹 殿 昭和教材(株)

## 令和元年度事業報告

令和元年度総会承認事項、報告事項等につきましては(公社)広島西南法人会ホームページに詳しく掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

HP:<http://www.seinan-houjinkai.com>



## 廿日市支部

1月21日(火)、廿日市支部視察研修を開催しました。「山口ものづくり視察研修会」と題し、研修ではまず、(株)カンロ光工場へ見学し、伊藤博文記念館見学、さらに、赤坂印刷(株)へ工場見学を実施しました。

午前中の(株)カンロ見学では、カンロ飴や金のミルクキャンディなど製造している工程を拝見しました。

午後の赤坂印刷(株)では、伝票印刷やシール印刷などを製造している過程を見学しました。

参加者の皆様から、午後の工場見学は良かったとの感想をいただきました。



## 大野支部

大野支部では7月14日、廿日市市民活動センターおおので、令和2年度通常総会を開催しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席可能な支部役員による縮小開催と致しました。総会では、北政行支部長の挨拶の後、議事に入り、前年度の事業報告・決算と本年度の事業計画・予算が承認され、新型コロナウイルス感染状況や感染予防対策を実施しながら、本年度も、税務に関する研修会や地域のイベントでの『税金クイズ』の実施を始めとして、商工会との共催の事業や「お月見会」等の会員親睦事業などの法人会活動を進めていくことを決定しました。



本年度実施した『通常総会』

## 佐北支部

佐北支部では、新型コロナウイルスの影響により、通常総会を书面決議とし令和2年度の事業計画並びに収支予算が原案のとおり承認されましたが、その影響は日増しに強まり地域のイベントや行事は中止・延期に追い込まれ、支部の社会貢献活動も大きな見直しが必要となりました。

そうしたなか開催された三役会では、こうした状況だからこそ法人会の理念である「良き経営者をめざす者の団体」として、会員企業のために情報資源やサービスの提供と地域社会の健全発展に役立つべく活動することなどが協議されました。

## 宮島支部

### 《下関日帰り研修旅行を開催》

宮島支部では、2月19日(水)、会員の知識向上と相互親睦を目的とし、下関への研修旅行を開催。参加者31名と盛況でした。

バスは西へ西へ、下関ICを降りて市街地を通り「ふく処さかい」にて昼食。ご闊達な女将は当地の法人会女性部長を務めていたとのことで、美味しい料理を頂きながら交流会のように会話が弾みました。

次に、関門海峡を臨みながら、界隈の「赤間神宮」参拝、「カモンワープ」散策を行い、晴天の下、会員同士の親睦を深めました。

帰路では、「村田蒲鉾店」に寄りお買い物、市街地からは少し離れたロケーションと新鮮で多彩な品揃え

にはとても感心しました。

最後に、幕末志士高杉晋作の墓所である「東行庵」を散策。凜とした雰囲気、境内に咲く梅や椿も風情があり、皆さん、落ち着き和んでいる様子でした。

参加会員は、終始笑顔で、満足した研修旅行でした。



# 租 税



廿日市市立宮園小学校  
令和2年1月15日



講師 吉田 大輝さん  
吉田総合保険事務所  
廿日市支部・青年部会

廿日市市立吉和小学校  
令和2年1月17日



講師 鈴木 理衣奈さん  
南津田交通  
佐北支部・青年部会

広島市立美鈴が丘小学校  
令和2年1月16日



講師 竹本 了さん  
(医)みやうち  
廿日市支部・青年部会



講師 石本 英和さん  
㈱アールテックリジョウ  
五日市支部



講師 大野 一之さん  
ラボテック㈱  
五日市支部

廿日市市立友和小学校  
令和2年1月17日



講師 中津 竜二さん  
佐北支部・青年部会

広島市立楽々園小学校  
令和2年1月21日



講師 下手 真之さん  
㈱下手工務店  
五日市支部・青年部会



講師 升田 功さん  
広島信用金庫 五日市支店  
五日市支部



講師 古家野 貴広さん  
㈱キー・インシュアランス  
五日市支部・青年部会

廿日市市立四季が丘小学校  
令和2年1月22日



講師 滝口 和隆さん  
㈱A&C  
大野支部



講師 住田 隆之さん  
AIG損害保険㈱

廿日市市立廿日市小学校  
令和2年1月28日



講師 倉本 良一さん  
㈱FMはつかいち  
廿日市支部・青年部会



講師 沢谷 京子さん  
行政書士 沢谷京子事務所  
大野支部・女性部会



講師 鹿内 光信さん  
㈱エクストプラン  
廿日市支部

広島市立彩が丘小学校  
令和2年1月24日



講師 山手 勝信さん  
南ヤマテ  
五日市支部

広島市立石内小学校  
令和2年1月29日



講師 野上 勝明さん  
㈱KT.Square  
五日市支部・青年部会



講師 下田 卓夫さん  
㈱ラーバン  
五日市支部

広島市立五日市中央小学校  
令和2年1月29日



講師 下手 真之さん  
㈱下手工務店  
五日市支部・青年部会



講師 金澤 光真さん  
南共栄商事  
五日市支部・青年部会

大竹市立大竹小学校  
令和2年1月30日



講師 畔上 清孝さん  
ダイヤリックス㈱  
大竹支部



講師 谷岡 茂さん  
㈱三洋技建  
大竹支部



講師 矢野 聡彦さん  
(公社)広島西南法人会



# 教室

大竹市立玖波小学校  
令和2年1月31日



講師 榊田 真理さん  
大竹第一工業㈱  
大竹支部

広島市立五日市東小学校  
令和2年2月4日



講師 野上 勝明さん  
㈱KT.Square  
五日市支部・青年部会



講師 青木 豊大さん  
もみじ銀行 五日市駅前支店  
五日市支部

広島市立五日市南小学校  
令和2年2月7日



講師 上川 芳徳さん  
上川芳徳税理士事務所  
五日市支部



講師 乗松 正典さん  
㈱伊予銀行五日市支店  
五日市支部



講師 佐々木直美さん  
ささき社会保険労務士事務所  
五日市支部



講師 古家野貴広さん  
㈱キー・インシュアランス  
五日市支部・青年部会

廿日市市立佐方小学校  
令和2年2月6日



講師 藤本 千鶴さん  
福良運輸㈱  
大野支部・女性部会



講師 沢谷 京子さん  
行政書士 沢谷京子事務所  
大野支部・女性部会

廿日市市立平良小学校  
令和2年2月10日



講師 鈴木理衣奈さん  
㈱津田交通  
佐北支部・青年部会



講師 倉本 良一さん  
㈱FMはつかいち  
廿日市支部・青年部会

廿日市市立阿品台西小学校  
令和2年2月12日



講師 有本 隆哉さん  
㈱大根屋  
宮島支部



講師 佐々木直美さん  
ささき社会保険労務士事務所  
五日市支部・女性部会



講師 吉田 大輝さん  
吉田総合保険事務所  
廿日市支部・青年部会



講師 佐々木雅美さん  
㈱ささき観光  
五日市支部・青年部会

廿日市市立地御前小学校  
令和2年2月13日



講師 沢谷 京子さん  
行政書士 沢谷京子事務所  
大野支部・女性部会



講師 鹿内 光信さん  
㈱エクストプラン  
廿日市支部



講師 松井 英男さん  
㈱Total Office Matsui  
大野支部・青年部会

廿日市市立金剛寺小学校  
令和2年2月14日



講師 角田由貴子さん  
商栄㈱  
廿日市支部・女性部会

広島市立藤ノ木小学校  
令和2年2月19日



講師 鹿内 宣輝さん  
オフィスELK  
五日市支部

なぎさ公園小学校  
令和2年2月20日



講師 石本 英和さん  
㈱アルテックリジョウ  
五日市支部



講師 鹿内 宣輝さん  
オフィスELK  
五日市支部

廿日市市立原小学校  
令和2年2月25日



講師 中村 修さん  
イービーエス商事㈱  
五日市支部



# 租税教室の感想文



税の話を聞いて 令和元年12月12日

大竹市立小方小学校

法人会のみなさまへ

今日は私達のためにお話を聞かせてくださり、ありがとうございました。

今回、学んだことで印象的だったのは、あのビデオです。私は今までになにも考えずに税金をはらっていました。ですが、あのビデオをみて、税金をきちんとはらわなければ町や市がとてもあるということを知りました。

また、税金の種類は全部で約50種類ということも聞いてびっくりしました。大人になったらもっとよくしりたいと思いました。

そして、おおよけなものは全て税金だということも初めて知りました。

これからは、税金を考えてすごしてみたいと思います。

今回は本当にありがとうございました。

税の話を聞いて 令和元年12月12日

大竹市立小方小学校

今年も残りわずかですが、いかがお過ごしでしょうか。私は、大竹市立小方小学校六年〇組の〇〇〇〇です。先日は、税の教室の時間に税金について教えに来てくださりありがとうございました。

私は、大人が国に税金をはらっていることは知っていましたが、くわしくは知りませんでした。でもみなさんが来てくれたおかげで、税金の種類が50種類あることや世界の消費税率について分かりました。消費税は「日本は高いのかなー」と思っていたのですが、世界で10(9?)位は意外に低かったです。アメリカやオーストラリアがのっているかなーと思いましたが、のっていないで、びっくりしました。ハンガリーやスウェーデンの国民は税をはらえるのかなーと思いました。

また、ビデオを見させてもらったので、税金がどのように使われているのかすぐに分かりました。公立学校や信号機、消防車にも使われているなんて目からウロコでした。一億円も消防車がするなんてビックリしました。一億円の重さが体験できてよかったです。でもとても重かったです。

ぜひ、これからもいろいろな子供に税金について教え続けてください。将来やくにたつと思います。

本当にありがとうございました。

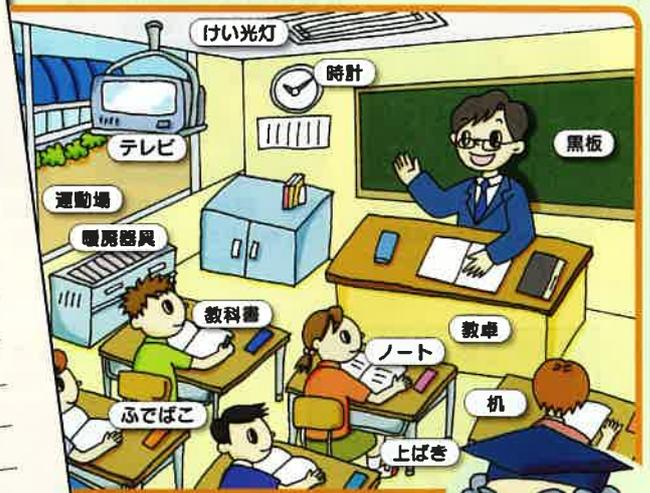
税の話を聞いて 令和2年2月25日

廿日市市立原小学校

中村さんへ

こんにちは、お元気ですか。ぼくは、廿日市市立原小学校 六年 〇〇〇〇です。先日は租税教室で税について教えていただきありがとうございました。

ぼくがわかったのは二つあります。一つ目は、税は約50種類あることがわかりました。ぼくは、所得税、法人税、消費税の三つはしっていましたが、他にもたくさんあることがわかりびっくりしました。二つ目は、小学校の六年間に税金を534万円使っていることがわかりました。だから一年間に89万円使っていることもわかりました。他にも税金は、学校、信号機、緊急車両の他さまざまな身の回りのものによって自分たちの安全安心な社会をつくっていることもわかりました。これからもお体に気をつけてください。ありがとうございました。





# 租税教室 講師反省会

令和元年度「租税教室講師を経験して」アンケート結果  
(経験者43名中答19名)



令和2年2月28日(金)「鄙の料亭 地御前」において、「租税教室講師反省会」を行いました。

本年度は29校(64クラス)2,027名の児童のみなさんを38名の講師で担当しました。反省会に参加していただいたみなさんからのアンケートをもとに、さらによりよい租税教室にしていくための意見交換の場となりました。

## Q1 講師を経験してみて来年度以降は？

- ・またやりたい(18名)
- ・やりたくない(1名)

## Q3 うまくいかなかった点は？難しかったことは？

- ・緊張して言葉に詰まった
- ・全体を見渡しながら説明すること
- ・子どもたちの興味をひく話し方

## Q2 講師をまたやってみたいのはなぜ？

- ・子どもたちから元気をもらえ楽しい
- ・将来を担う子どもたちに税金の大切さを伝えることができる
- ・自身にとっても良い経験になるから
- ・地域貢献活動
- ・運営上、人が足りていない
- ・自身の事業の紹介もできる
- ・やりたくないのはなぜ？後進に譲る時期だから

## Q4 うまくいったこと 工夫した点は？

- ・一億円を出したときに盛り上がる！やはり必要
- ・児童に多く発言してもらえるよう意識した
- ・子どもたちとの会話のキャッチボールを心掛けた
- ・小学生にわかりやすい単語を使うようにし、できる限り具体的に説明した
- ・時間内にできた
- ・つかみ、導入部分で親しみやすい空気を作る  
(自分の年齢あてクイズ・趣味の話など)
- ・小ネタ、アドリブ(自分の仕事のこと、朝のニュースからの時事ネタ、税金クイズ)



## 租税教室の講師を募集しています！

「租税教室」は全国の法人会活動の大きな柱となっています。小学6年生を対象に当会でも廿日市税務署管内の小学校に出向いて「税金とは何か」「税金がどのように社会に役立っているのか」をアニメDVDや1億円のレプリカなどを使って、楽しく授業をしています。初めての方も講師養成研修会を行っていますので、講師として活躍していただけます。少しでも興味を持っていただけの方は、お気軽に事務局まで、ご連絡ください。



(公社) 広島西南法人会 事務局

【電話】(0829) 20-5102

【mail】info@seinan-houjinkai.com

# ドラゴンフライズ4 観戦・交流会



令和2年1月29日広島サンプラザにて南法人会メンバー15名をお迎えし、総勢40名でプロバスケ「広島ドラゴンフライズVS愛媛オレンジバイキングス」を観戦致しました。

試合に先立ち、先日ヘリコプター事故で亡くなった元NBA選手コービー・ブライアント氏に対し、彼の背番号である24秒間黙とうを会場全員で捧げました。

この広島においても哀悼の意を捧げる偉大な選手であったと改めて感じさせてくれる大切な時間でした。

試合は一進一退の白熱した攻防戦でした。まさに手に汗握る、一瞬も目が離せない素晴らしい内容でした。

走りっぱなしの10分×4回を戦う5名ずつの選手達が、遠くから3ポイントシュートを鮮やかに決めたり、チームメイトが外したボールをそのままダンクシュートしてしまう等、プロの圧巻のプレーに会場全体が興奮していました。

最終第4クォーターでは一時10点以上離されていた得点差を残り30秒で4点まで縮め、会場アナウンスが「皆さんの応援が選手の力となります。残り0.1秒まで大きな

声で応援しましょう！」と、またそれに呼応するように会場全体が絶叫していました。

結果的に85-89で敗れてはしまいましたが、最後まで諦めてはならない事を教えてくれた、明日に繋がる（ストレス解消になる）楽しい時間でした。また次回皆さんで観戦に行きましょう。^^)/

青年部会員 古家野 貴広



## 会社を、地域を元気にする講演会



会場の様子

令和2年2月17日（月）、広島サンプラザに於いて青年部会の事業として、『会社を、地域を元気にする講演会（財政健全化のための健康経営プロジェクト）』が開催されました。

講師として、公益社団法人広島南法人会の副会長としてご活躍中である巢守金属工業株式会社 代表取締役 巢守佳之氏をお招きしました。

講演では、法人会青年部会活動である『租税教室』の次の柱である『財政健全化のための健康経営』について学びました。『企業活動の活力向上がもたらす税収の増加』と『適切な医療利用による医療費の適正化』を目標とし、企業・個人が何をすればよいのかを具体例を用いて大変わかりやすく、ご講演いただきました。

「なぜ法人会が健康経営に取り組むのか」「その背景にある社会的問題は？」「何をやればよいのか」について参加者全員が理解を深める事ができた講演会でした。

その後に行われた懇親会では、次世代を担う若き経営者たちが親睦を深める事が出来、大変盛り上がりました。

最後に、公益社団法人という事で、会員以外の方にも多数ご参加頂きまして、誠に有難うございました。

副部会長 河野 充志



野上部会長より巢守様へ御礼の品を贈呈



講師 巢守佳之氏

# 税に関する絵はがきコンクール



女性部会は租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。おかげさまで、今年で第12回を迎えることができました。

毎年大勢の児童に応募をいただいておりますが、より多くの小学校に周知していただきたいと、役員が近隣の小学校に出向き、コンクールへの参加を呼びかけました。

また、日本の税のしくみについてのお話をまんがでわかりやすく解説している『おじいさんの赤いつぼ』の冊子の紹介もさせていただき、ご希望していただいた学校に合計950冊を進呈させていただきました。



五日市南小学校



石内小学校



四季が丘小学校



玖波小学校



大竹小学校



大野東小学校

## 八幡川酒造株式会社

広島市佐伯区八幡3丁目13番20号

執行役員 山田 敏

■事業内容  
酒造業歴史を感じる風情ある  
たずまい

文政7年（西暦1824年）、池田酒造と児玉酒造の合併から始まった創業200年の歴史ある酒蔵です。昨年令和元年7月、M&Aにより現在の経営者は、神戸で貿易商社の代表取締役をされている小林潔子さんとなりました。取材を受けてくださった執行役員の方山田敏さんは、20代の頃には灘の酒蔵で働かれていた経験をお持ちで、単身赴任で広島の地に來られて、会社の経営全般をされ、忙しい時期には酒造りを手伝うなどもされています。

「うちの杜氏は若手でありながら信頼できる腕を持っています、そして水質が素晴らしい極楽寺山から湧き出る伏流水を使って酒造りができていることが自慢です。」との言葉に自信の程が伺われ、「最近、広島のお米を使うようになり、将来的にはこの地域のお米を使用しての酒造りをしたい。」と地元のこともちろんと考えていらっしゃいます。

「今年の冬には海外への販売展開を考え、アジア圏・ヨーロッパ圏への輸出を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により延期となりました。」と無念さ

がにじんではいましたが、「大変なときですが、あきらめることなく目標の実現を目指すため、今は古くなった設備の改装など、できることからやっていきます。」と、前向きに考えておられました。

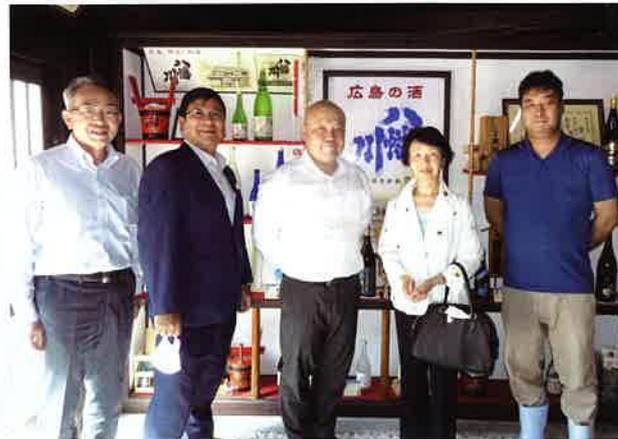
これからは、長年愛飲して下さっている地元の方を大切にするのはもちろん、世界中の方々にも日本の清酒の美味しさを知っていただきたい、八幡川酒造のお酒を口にしていただき幸せな気持ちになってもらいたいという思いでブランド化をしていきたいとのことでした。

休日には健康のためにウォーキングをされながら、自社のお酒をおいって下さっているお店を見てまわり、地域の様子を肌で感じて、仕事にも生かしていきたいと明るくお話しくださいました。

（広報委員：小田上小夜子・伊福 聡）



取材の様子



矢野専務 伊福委員 執行役員山田様 小田上委員 長谷川杜氏

## 広島ガス湯来販売株式会社

広島市佐伯区湯来町大字和田1847-1

代表取締役 光井 利 成

- 事業内容
- プロパンガス販売
- ガス工事
- 上下水道工事
- 住設機器販売
- 増改築



広島ガス湯来販売株式会社は、今年80歳のお父様（現相談役）が高等学校を卒業して若干19歳のときに立ち上げ、昨年60周年を迎えられました。メイン事業は、湯来地域でのプロパンガス供給です。社長と奥様、地元の従業員3人で頑張っておられます。

光井社長は、バブルがはじけた頃、大阪での楽しい4年間の大学生活を終え、家業と繋がりのある広島ガスに入社されましたが、その当初は地元に戻って家業を継ぐなどとは思っていませんでした。しかしガス会社の営業としてガス関連の様々な資格を取得し、お客様と接していく中で、生来人が好きであった光井さんは達成感や充実感を感じ始め、26歳のときにお父様が社長をされていた広島ガス湯来販売に入社されることになりました。

湯来地域は、平成17年4月に広島市と合併し今年で15年になります。その間に約8,000人だった人口は、現在約6,000人弱まで減少し、少子高齢化・過疎という課題もある地域です。しかし、ガスの売り上げが下がりがつつあるものの、上下水道工事や住宅の増改築の工事の受注を光井社長自らが担当し拡大されているこ

とで、全体では売り上げは安定しているそうです。

プロパンガスのボンベは、内容量が50kg・20kg・10kg（更に小さな8・5・2kgもあるとのこと）とあり50kgはボンベの重さが約40kg、満タンにすると約90kgもあります。専用の運搬機もあると話されてましたが、配送は大変だろうなと感じました。営業も一人当たり毎月相当数の検針をしなければなりません、「湯来は信号がないけえ」と気楽に話されていました。

ただ、事業の承継の話になると少し本音を話されました。LPガス事業者は、法律で24時間連絡がつく状態になければならず、また30分以内に現場に行くことができなければならぬのだそうです。寝るときも電話を枕元に置かれていて、休みの日が無く「子どもたちには寂しい思いをさせたと思います」…とも話されていました。またインフラの事業であるだけに経営していくためにはある程度の規模が必要で、6年前に吉和地区のガス販売店が閉められる折に人柄を見込まれて、同地区のお客様との新しい契約もいただかれました。しかしながら、過疎地域である現在の湯来地域の抱える潜在的な不安も感じていらっしゃるそうです。

光井社長ご自身は、小中高のPTAの会長や佐伯区PTA連合会の会長、商工会青年部の部長や法人会五日市支部の副支部長、湯来地区最大のイベント「湯来フェス」の代表など地域の活動にも積極的に取り組まれており、笑顔が印象的で人懐っこくパワフルで、お話を聞かせていただいているうちにエネルギーをいただけるような素敵なお方でした。

（広報委員：中村実栄子・濱崎義治・松本仁志）

## 藤和産業株式会社

廿日市市丸石2丁目1-75

経理部長代理 藤本 誠也

## ■事業内容

フォークリフト販売  
修 理  
レンタル  
作業請負  
派遣事業  
運 送  
倉 庫  
物流関連



新型コロナウイルス感染症自粛解除の6月22日に、宮島の対岸より大野瀬戸を眺める廿日市市丸石の「藤和産業株式会社本社」に伺い、藤本誠也経理部長代理に話をお聞きしました。

1977年にニチュウ水島産業(株)より分離設立され、フォークリフトのレンタル事業の会社を、藤本経理部長代理の祖父である藤本清登代表取締役会長が創業されました。当初はフォークリフトのフルメンテナンスレンタル事業（契約期間中の修理全般、法定点検及び月例点検を含んだレンタル）のみで発足しましたが、得意先のニーズに対応するため、フォークリフトのオペレーターをフルメンテナンスレンタルとセットにした構内請負事業及び派遣事業、さらにその入出荷業務に付帯する運送事業や、自社倉庫業など次々と事業拡大されていきました。

現在は従業員64名、協力会社5社、関連会社に(有)トーワ商事があります。

「ユーザー第一」、「安全作業最優先」、「従業員全員が健康で明るい人間関係を作る」を基本姿勢とし、前期42期は過去最高の業績を上げることができました。そして今期43期も基本姿勢を念頭に挑戦しておられます。

藤本誠也経理部長代理は、高校・大学とアメリカンフットボール部に所属し、東京の大手旅行代理店に入社され、営業・ツアーコンダクターとして世界を飛び回り活躍されてきました。19歳でお父様（当時藤和産業(株)取締役社長）が他界されたため、お母様が取締役社長に就任されました。4年前に「祖父や母を助けたい、一緒に藤和産業に貢献していきたい」と決意して入社されました。現在32歳、複雑化する法令に対応するため資格、免許を取得しながら営業、経理、業務部門で頑張っておられます。皆から親しみを込めて「誠也」と呼ばれ、屈強な体とフットワーク、明るい性格と笑顔で日々、職場のムードメーカー的存在と見受けました。これからも大きな成長が期待できる楽しみな藤和産業(株)でした。

（広報委員：藤本千鶴・濱崎義治）



藤本部長代理

藤本委員

濱崎委員

## 有限会社 津 田 交 通

廿日市市津田4771

常務取締役 鈴木 理衣奈

■事業内容  
バス・タクシー事業  
観光業

今回取材させていただいた企業様は有限会社津田交通様です。私個人的にはもう5年前になりますが廿日市市産業連関強化塾でもご一緒させていただきました。その時廿日市の異業種間連携、海エリア山エリアの地域連携、など一緒に勉強ししっかり取り組まれた企業としてのイメージが私にはありました。

会社の場所を確認するためにホームページを拝見すると、「とんど」「スキー」「神楽」など昨年までにおこなったツアーの企画が掲載されており、単なるバス会社、タクシー会社からの脱却を感じました。しかし今年発生した新型コロナウイルス感染症による観光業の壊滅的な業績悪化も心配になりながら訪問させていただくこととなりました。

私達を待っていたのは、いつも以上に元気な鈴木理衣奈常務でした。私達も自粛生活後の久しぶりの面談でしたので色々話が弾みました。予想通り観光業はダメージを受け、大型バスは現在休車の扱いにされていました。ただし路線バス事業は休みなく運行しており、タクシー事業も様子を見ながら配車しているとのことでした。安心安全なバス輸送をモットーとし、コロナ感染対策にも考慮して、乗客と乗務員が安心でき

る車内環境の確保に努めておられます。

コロナ感染症の休業に対して、旅客運送業界は特別の補助はないため、現在は新しい取り組みとして「有償貨物」も取り入れられたとのことでした。一般的なデリバリー、運送から、バッテリーの切れた車のお助けや、病院の順番待ちの代行など、車を使った色々な試みをおこなわれています。

津田交通様のドライバーの特徴は、バス、タクシーとオールマイティーに働ける人材の育成とお伺いしました。鈴木常務のお祖父様がタクシー業を始め、お父様が貸切バスにも広げ、ご自分の代で地元地域資源を活用した魅力発信に取り組むために旅行業を始められました。単にお客様を運ぶだけではなく、廿日市を楽しんでいただけるツアーを製作し、海外、県外のお客様の滞在型プランに役立てたいということでした。現在、高齢化が問題となるこの業界で、若いスタッフも入り、自社でホームページを作成し、ツアーを企画し、また若いドライバーを育てるという会社になっています。

(広報委員：

下田卓夫、山松哲平、滝口和隆)



鈴木常務

滝口委員

山松委員

下田委員

# ひろば

## 源泉部会 研修会

2月4日(火) 参加者20名

会場：法人会館研修室

### 「源泉徴収・年末調整 実務はこう変わる！」



▲大森税務署  
繁田 上席調査官

## 女性部会 研修会

2月13日(木) 参加者22名

会場：法人会館研修室

### 「税のミニ研修会とプリザーブドフラワー作成」



▲プリザーブドフラワー

## 法人税確定申告書の見方・書き方講座

2月18日(火)～3月24日(火)

参加者9名 会場：法人会館研修室

### 「企業の健康診断書、読めますか!?!」



講師：大森税務署▶  
萩原 審理官

## パソコンセミナー

3月3日(火) 参加者4名

会場：法人会館研修室

### 「エクセル実用講座」



講師：(株)ブレン▶  
岩見 誠氏

# 国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。

## STEP 1

まずは所轄税務署に電話

廿日市税務署 ☎ 0829-32-1217(代表)

税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内します。

## STEP 2

音声案内に従って、ご用件の番号をお選びください。

### 国税に関する一般的なご相談



- 税法の解釈や適用方法
- 申告や申請の手続方法 など

を選択

- 税務署の職員へご用の方
- 税務署からの照会やお尋ねに関すること
  - 納税に関するご相談
  - 申告や面接相談の事前予約など



を選択

消費税の軽減税率制度に関するご質問やご相談



を選択

専用ダイヤルもあります。  
Tel : 0120-205-553

※所得税等の確定申告期は、0番を追加して、確定申告に関する相談を受け付けています。

広島国税局

### 電話相談センター

広島国税局電話相談センターへつながります。

※ 通話料金は、おかけになった税務署までの料金です。

裏面へ



廿日市税務署

2019.7

## STEP3

### 電話相談センターへつながります

引き続き音声案内に従って、相談内容の番号（①から⑥のいずれか）を選択してください。（番号は、音声案内の途中でも選択できます。）

- 1 所得税  
（個人の方の給与・事業・不動産・年金・医療費控除・住宅ローン控除など）
- 2 源泉所得税・年末調整・支払調書  
（給与などの源泉徴収・非居住者に対する課税など）
- 3 相続税・贈与税・譲渡所得  
（財産を相続した場合・不動産や株式等を売却した場合など）
- 4 法人税  
（法人税の申告手続など）
- 5 消費税・印紙税  
（改正消費税を含む基本的なしくみ・印紙税額など）
- 6 上記以外の国の税金について  
（上記1から5以外の国の税金に関する一般的なご相談・相談先がご不明な場合など）

## 税務署での ご相談は、事前予約をお願いします!

申告のために来署される方（提出のみの方を除く）や面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で事前に相談日時等を予約していただいた上で、個別に相談をお受けしています。

※確定申告期において申告相談会場へお越しいただく際には、事前予約は必要ありません。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
相続税 贈与税 譲渡所得	申告所得税 （譲渡所得を除く） 消費税(個人)	法人税 源泉所得税 消費税(法人)	印紙税  間接諸税

国税庁ホームページ タックスアンサー 検索 もご利用ください。

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談室です。よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。



e-Tax

を始めよう!

詳しい情報は、  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
をご覧ください。

## 西部県税事務所からのお知らせ

地方税も電子申告!

# eLTAX

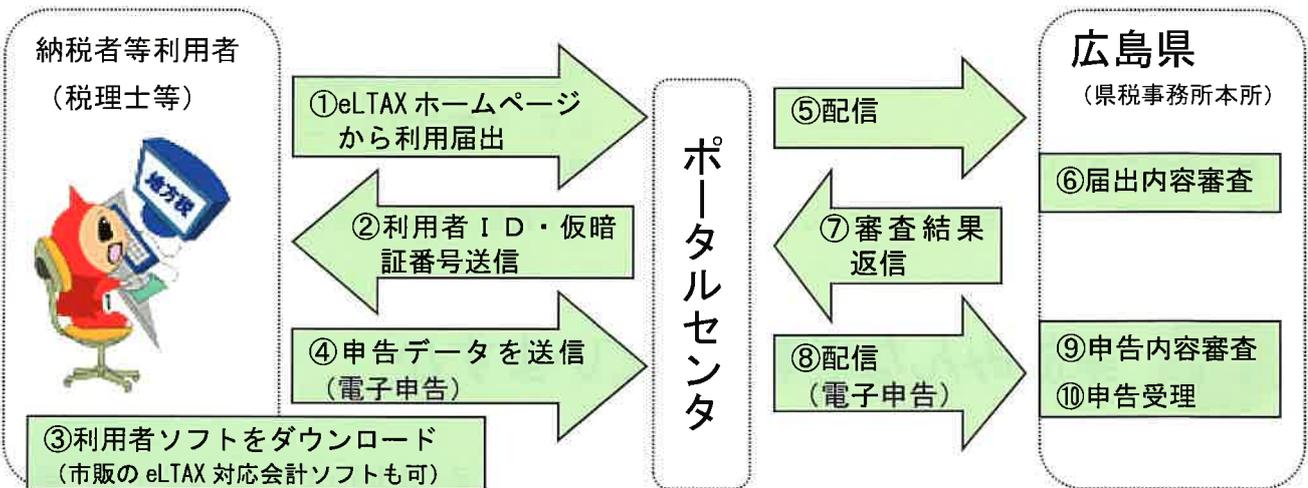


エルタックスは、地方税に関する手続きをインターネットを利用して電子的に行なうシステムです。オフィスからネットで簡単に申告できます。（複数の地方公共団体への申告が、まとめて一度にできて便利です!）

新型コロナウイルス感染症の影響により期限内申告が困難な場合、eLTAX を通じ申告期限延長申請の手続きができます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例（特例猶予）もeLTAX で申請できます。

### ◆eLTAXご利用の流れ

[令和2年4月現在]



### ◆eLTAXでできる手続き

税 目	手 続	
	申 告	申 請・届 出
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税 特別法人事業税	・ 中間申告 ・ 確定申告 ・ 修正申告 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人設立・設置届又は異動届</li> <li>更正の請求書</li> <li>申告書の提出期限の延長に係る届出書及び申請書</li> <li>新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う申告・納期限の延長申請（eLTAX 様式を申告データに添付）</li> <li>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例の申請（「税務代理権限証書」から申請）</li> </ul>

★詳しい内容や手続等については、eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。



# 家族のあり方も見



## 在宅勤務で知った家族関係

地域によって程度は異なりますが、新型コロナウイルス感染問題は、「ステイ・ホーム＝家にいなさい」という現象が示すように、働く人々とその家庭にも影響しました。感染拡大が終息したわけではありません。コロナをめぐる様々な対応が、働き方や家族のあり方に与えた課題は大きく、新しい日常のあり方が問われています。

働く現場の変化は、在宅勤務、テレワーク、リモート会議などの言葉に示されています。

これも地域によって、そして工場など業種業態によっても異なりますが、「自宅での仕事に集中したいが、学校も休みでみんな家にいる。うるさくて集中できない。つい、妻や子どもに怒鳴ってしまった。どうしたらいいか」という相談が4月、5月は結構ありました。コロナウイルスが投げかけた問題のひとつとして、家族のコミュニケーションの重要性を感じました。「家族の新しいあり方を見つめ直す機会」と、とらえてみませんか。



## 家族みんなを尊重していますか

こういう質問を、相談をしてきた方に投げかけました。電話での話し合いです。ちょっと沈黙がありました。もし面談だったら、視線をずらして考え込んだかもしれません。出てきた答えは「急にそう言われても、尊重なんて普段は考えていませんね」でした。

家族間のコミュニケーションには、夫婦と親子という2つの関係性があります。どちらにも大切なことは、相手を尊重できるかどうか、ということです。子どもは子どもの、母親なら母親の、それぞれ異なる人格、価値観、考え方があることを忘れないでください。一応、ここでの子どもは、小学校高学年以上を想定しています。その人となりは形成されて

います。子ども扱いすると危ないです。自分本位の大人の考え方を優先して対応すると、親子の間に溝が生じます。夫婦間でも同じでしょう。

イライラしている時は、自分自身の価値観を前面に出している時です。いったん気付いたら、相手の立場も考えてください。学校に行けない、外で友達と遊べない、子どもだって悩んでいるんだ、と考えることができれば怒鳴らないでしょう。この話をした時、相談者からは「みんな辛いんですね」と納得の言葉が返ってきました。



# つめ直す — コロナ後の日常

産業カウンセラー 柏木 勇一



## アイ（I）メッセージのコミュニケーションを

これは、「あなたはダメだ。あなたは間違っている」と伝えるのではなく、「私はこう思う」と、自分を主語にして、自分の気持ちや考え、時には感情を言葉にして伝えることです。この話し方のメリットは、相手に意見を押し付けるような印象を与えないことです。つまり相手を尊重するコミュニケーションです。例えばテレワークの準備で資料を作成中、子どもが隣でゲームを始めました。「父親が仕事にゲームとは何だ、けしからん」と思い、イライラが強くなると、「うるさい」と大声が出ます。こんな時「外に行けないから

お前もイライラしているのは分かる。こっちの仕事が一段落するまで30分でいいからゲームはやめてくれないか」という言葉が出れば、子どもも分かってくれるはずですよ。

コロナ禍がもたらした職場と家庭の変化。危機感を持つことも大事ですが、新しい試みを考え実現していく好機ととらえることも欠かせないでしょう。家族関係の見直し、親子間の信頼につながります。ここで示した、相手を尊重するコミュニケーションは、家庭だけではなく職場でももちろん通用します。ぜひ試みてください。

### 【筆者紹介】

かしわざい ゆういち  
柏木 勇一

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。  
産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。



# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合  
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。  
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月  
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末  
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

## 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

## 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

### 適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
  - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
  - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

## 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

## 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

### 適用要件

- (1) **住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）**
  - ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- (2) **既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）**
  - ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
  - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

## 9 その他の項目

### ・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

### ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

### ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



広島西南法人会へようこそ 私達の新しい仲間をご紹介します

# 新会員紹介

令和2年1月～6月末

支部名	法人名（商号）	代表者氏名	法人の所在地	主な業種
五日市	あんしん補聴器	水兼 義国	広島市佐伯区五日市中央5-18-5高田ビル101	小売業
五日市	サンゴウォーターサービス	森山 泰治	広島市佐伯区海老園1丁目1-33-310	ウォーターサーバーレンタル
五日市	(株) CLIP	仙波 雄史	広島市佐伯区石内上1丁目14-3	運送業
五日市	(株) 府中家具直売センター	井上雅比古	広島市佐伯区坪井1丁目33番39号	家具の制作・小売
五日市	(有) 中西組	森本 健吾	広島市佐伯区湯来町大字多田2039	建設業
廿日市	丸電管財合同会社	丸矢 直樹	廿日市市桜尾3丁目1番15号	再生可能性エネルギー
廿日市	新興冷熱 (株)	高橋 正明	廿日市市串戸2丁目18番7号	暖冷房保温保冷工事
大野	(株) 四季(旅籠桜)	丸山 真徳	廿日市市宮浜温泉1丁目20-28	塾・旅館業
宮島	宮島ハウザー合同会社	野坂 亮介	廿日市市宮島町53番地1	不動産管理業



## 退任のあいさつ

井上 雄 二

平成17年から足掛け15年間にわたり大変お世話になりました。

私の人生第2の職場としての法人会において、大勢の方々との出会いは大きな財産となりました。

思い返しますと、平成20年頃から新公益法人制度での公益社団法人格の取得準備が始まり、平成24年3月に認定を取得するまで、会員の皆様方を始め、廿日市税務署の歴代の職員の方々等、多くの皆様方からのご指導、ご協力を頂き認定取得ができましたことここに厚く御礼申し上げます。

今後法人会の事業の充実を図り、益々、会の存在感を高めてゆく必要があると思いますのでぜひとも以前にも増して皆様方のご協力を頂戴してよりよい法人会を目指して頂きたいと思います。

最後に公益社団法人広島西南法人会の益々の発展と、会員企業ならびに関係団体のご隆盛、皆様方のご健勝を心よりご祈念申し上げまして退任のご挨拶と致します。

## 就任のあいさつ

矢野 聡 彦

令和2年6月12日の第9回通常総会におきまして、専務理事を拝命いたしました矢野でございます。

私は、平成16年7月から2年間、廿日市税務署の法人課税部門統括官として広島西南法人会の皆様方にお世話になったというご縁もあり、この度、井上専務理事の後任として、勤めさせて頂くことになりました。

法人会が「税のオピニオンリーダー」としての使命を果たすことが出来ますよう岩根会長のもと頑張っておりますので、皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

橋本 玲 子

平成30年5月から、事務局に勤務しております橋本です。皆様に気持ちよく楽しく活動していただけるように、これからも頑張っていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。お近くにお越しの際には、お気軽にお立ち寄りください。

# 事務局日誌

月	本会・会議	部会・支部	全法連・県法連	その他
1	新年互礼会 (1/14) 正副会長会議 (1/23)	租税教室 宮園小 (1/15) 租税教室 美鈴が丘小 (1/16) 青年部会第8回役員会 (1/16) 租税教室 吉和小・友和小 (1/17) 租税教室 楽々園小 (1/21) 廿日市支部視察旅行 (1/21) 租税教室 四季が丘小 (1/22) 租税教室 彩が丘小 (1/24) 租税教室 廿日市小 (1/28) 租税教室 五日市中央小・石内小 (1/29) 租税教室 大竹小 (1/30) 租税教室 玖波小 (1/31)		
2	第3回理事会 (2/21) 租税教室講師反省会 (2/28)	租税教室 五日市東小 (2/4) 租税教室 佐方小 (2/6) 租税教室 五日市南小 (2/7) 租税教室 平良小 (2/10) 租税教室 阿品台西小 (2/12) 青年部会第9回役員会 (2/12) 租税教室 地御前小 (2/13) 租税教室 金剛寺小 (2/14) 青年部会講演会 (2/17) 女性部会第5回役員会 (2/18) 租税教室 藤ノ木小 (2/19) 宮島支部研修旅行 (2/19) 租税教室 なぎさ公園小 (2/20) 租税教室 原小 (2/25)	広島県青年の集い 第6回実行委員会 (2/3) 県連第2回厚生委員会 (2/6) 県連第2回研修委員会 (2/12) 県連第2回組織委員会 (2/25) 県連第2回広報委員会 (2/27)	
3	第2回広報委員会 (3/23)	青年部会第10回役員会 (3/23)		
4	定例監査 (4/13) 第1回税制委員会 (4/16) 正副会長会議 (4/17) 第1回理事会 (書面決議)			
5				
6	広報委員 会報取材 (6/8) 正副会長会議 (6/9) 第9回通常総会 (6/12) 広報委員 会報取材 (6/22) 広報委員 会報取材 (6/23)	青年部会第1回役員会 (6/22) 女性部会第1回役員会 (6/24) 租税教室 五日市東小 (6/29)		

## 編集後記

新型コロナウイルス、長い梅雨とゲリラ豪雨、連日36度を超える暑い日…皆様健やかにお過ごしでしょうか？

総会・委員会等、法人会のいろいろな活動も新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止・延期の選択を余儀なくされたものも多くなりました。

今後は、この状況の中でどう積極的に活動を継続してゆくかを考えることが大切なのかなと個人的には考えている今日この頃です。

広報委員会では皆さんを繋ぐ提案を募集しております。広報として面白い企画案をお持ちの方は是非ご意見を下さい。



広報委員会委員長 松本 仁志



(昭和16年9月 紅葉谷公園)



# 7つの間違い探し

上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。  
見つかりますかな？



## 『女 暫』



### 【作者紹介】

神谷 一郎 かみや いちろう

イラストレーター、デジタルイメージ协会会员、日本出版美術家連盟会員など。  
専修大学学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

(答えは27頁にあります)



# 新任のご挨拶

## **DAIDO** 大同生命保険株式会社

おかげさまで大型保障制度は、2021年に創設50年を迎えます。すべての会員企業をお守りするため、今後も推進員と一緒に皆さまのお役に立つ情報やサービスをお届けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。



広島支社 第二営業課長  
磯田 光司



推進員  
高木 奈津子

## **AIG** AIG損害保険株式会社

AIG損保は、常にお客さまの視点で物事を捉え、お客さまにとって最適かつ他社とは差別化された価値提供を行うため、顧客セグメントを明確にし、各セグメントのニーズの的確な把握に努めるとともに、当該ニーズに合致した商品・サービスを提供します。



広島支店 支店長  
川崎 英幸



広島支店 営業課長  
原田 俊一

## **Aflac** アフラック広島総合支社

がん保険・医療保険制度の普及活動を通じ会員の健康経営の一助となりたいと願っています。経営者や従業員の皆様の日々の安心のため、推進員とともに邁進していく所存です。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



広島総合支社  
岩上 将大

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

# ネット医療相談サービスのご案内

## 病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが  
長続きしている



健康診断の結果を  
見てもよくわからない



病院選びの  
基準がわからない



家族の体調が心配

## プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様 **月1件のご相談まで無料で**  
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。\*
- 24時間いつでも相談可能です。  
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。



【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。  
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、  
万一の場合はもちろん、  
働けなくなった場合のリスクに備えるための  
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V Rタイプ**: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**総合型V Tタイプ**: 大同生命の無配当就業障がい保障保険  
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**Jタイプ**: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

**Mタイプ**: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」  
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社  
広島支社/  
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)  
TEL 082-241-8191

**AIG** AIG損害保険株式会社

広島支店/広島県広島市中区基町12-6(富士火災ビル7F)  
TEL 082-535-6010

F-2019-1010(2019年8月22日)  
19-073023 2021-8





# 第29回 公益社団法人 広島西南法人会 親睦ゴルフ大会のご案内

- 日 時 令和2年10月21日(水)
  - 場 所 広島紅葉カントリークラブ  
廿日市市友田220-3 TEL (0829) 74-1313
  - スタート 9:31~ (丸子・三倉)
  - プレー費 8,000円 (昼食込み)
  - 会 費 2,000円 (当日フロントにてプレー費と一緒に集金します)
  - 競技方法 18ホールストロークプレイ (ダブルペリア方式)  
ローカルルール適用  
一般は白マーク、グランドシニア (70歳以上) はゴールドマーク  
レディースは赤マークを使用、同ネットの場合は年長者を上位とします。  
キャディーなし
  - 参加資格 会員及び会員企業内希望者、青年部会員、女性部会員  
(法人会加入希望者を含む)
  - 申込方法 申込書に記入のうえ、事務局までFAXにてお申し込みください。  
なお、複数名での申し込みの場合は申込書をコピーの上ご利用ください。  
(先着 48名)
  - 締切日 9月25日 (金)
- ☆スタート時間、組み合わせ等詳細につきましては、後日ご連絡いたします。



第28回 優勝者  
佐古和好氏  
(佐古建設株)



【お問い合わせ先】広島西南法人会事務局  
TEL (0829) 20-5102 FAX (0829) 20-5103